

## 袴田巖さん無罪判決確定と今後の課題

2024年11月2日

静岡県労働研究所 理事長（弁護士） 萩原繁之

袴田巖さんに対する無罪判決が確定した。

事件とその2か月後の袴田さん逮捕から58年ぶりである。

他方で、一家4人が殺害された凶悪事件が、真犯人を捕らえることができず解決できなかったこととなる。

杜撰な捜査によるえん罪事件は、無辜を処罰する理不尽とともに、被害者やその遺族・家族に対しても、悪質な犯罪は適正に処罰して社会の公正を保つという「秩序」にも、禍根を残すことにつながっている。

実は私事だが、僕は、30数年前の司法修習生の時期に、袴田事件弁護団事務局長を務めた先輩の小川弁護士から、弁護団に加わって活動することを勧められたことがあり、僕自身も、そのつもりでいたにもかかわらず、その後、とあるきっかけから、とうとう最後まで弁護団には加わらないままとなってしまった、ということがある。そのため、弁護団に加わっていない負い目もありつつ、事件には人一倍関心を持ってきたつもりである。

再審無罪判決が確定して、今後の課題として多くの人びとが考えているのは、第1に、刑事訴訟法の再審に関する規定の整備である。多くの再審無罪判決を経ながら今なお、えん罪を訴える人びとが少なからずおり、袴田事件無罪判決の後にも再審決定などが出されている中、再審に関する法規定は、捜査機関側の手持ち証拠を開示する規定がなかったり、抗告手続などで無用に長年月を要するなど、被告人の権利を十分に保障するものとなっていない。これまでの再審無罪判決の後にも、この再審による人権救済の手続をもっと整備すべきだという声はあったのだが、十分に大きな動きとなることなく、今日もまだ実現していないという。

今度こそは、再審規定の改正を、と、日弁連などは本気で取り組んでいる。是非改正を実現したい。

次に、問題提起がされているのは、死刑制度の問題である。袴田さんは、無実の身でありながら、確定判決による死刑囚となり、日々死刑の恐怖に脅えながら生活していた中で、精神を病んでしまっている。無罪判決確定による回復を祈るものだが、それだけではなく、国際的にも、国家が殺人を適法に行う、死刑という制度が続けられて良いのか、という点も、問われなければならないと思う。

この点、国民救援会や自由法曹団など、袴田事件無罪判決確定とも関わって、死刑制度の廃止を訴えている。

三つ目として、これは直接袴田事件自体と深く関わるといえるのか疑問もあるが、

僕が同様のえん罪事件と関わって、個人的に重大な問題だと考えているのは、最高裁判所をはじめとする裁判官人事についての、安倍内閣以来の選任の恣意性、偏りである。

この問題は、主に民事事件、福島原発事故などに関わって、ジャーナリストの後藤秀典氏が著書「東京電力の変節」や雑誌「地平」の連載で取り上げている。いつの間にか弁護士出身の裁判官は、第一東京弁護士会会員だった人びとだけ担ってしまっている。だが、実は、この問題が、刑事再審事件についても、暗い影を落としていると、僕は考えている。

大崎事件の第三次再審請求について、地方裁判所、高等裁判所が、続けて再審開始決定を出したにもかかわらず、最高裁判所は、これを破棄し、自判して再審請求を棄却してしまった。2019年6月25日のことである。この裁判は、一、二審がともに再審を認めているのに、それを覆したという点でも、また、覆すのに、原審に差し戻すという形ではなく、わざわざ自判しているという点でも、異常さを感じさせられる。それとともに、奇妙なのはこの裁判に関わった山口厚という裁判官の存在である。山口厚裁判官は、元々刑事法学者で、東京大学法学部教授や早稲田大学ロースクール教授を歴任していた。

ところが、弁護士出身枠として最高裁判事となったと言われているが、日弁連が推薦した最高裁判事の候補者には含まれておらず、実際には弁護士登録からわずか1年未満であり、実質的には法学者出身枠の最高裁判事と同様のキャリアである中で第3次安倍内閣の判断によって最高裁判事に任命された。

そして、上記のような、再審請求棄却に関わっているのである。

こうした恣意的な裁判官の任命により、裁判の中身がゆがめられたとしたら、ゆゆしき事態であるし、これも、克服されなければならない課題だと考える。